

神奈川県における病床許可の流れと考え方について

1 開設許可（医療法第7条第4項）

病院開設等の申請があった場合には、知事は、要件を満たしていれば、許可を与えなければならない。

2 医療機関への勧告（医療法30条の11）

知事は医療計画の達成のため、特に必要がある場合には、医療審議会の意見を聞いて、病院の開設等に関して勧告することができる。

3 保険医療機関の指定（健康保険法第65条第4項第2号）

厚生労働大臣は、保健医療機関の指定申請がなされた場合、当該医療機関が知事から医療法の勧告を受けている場合には、保険医指定をしないことができる。（事実上、開設を認めない）

以上の手続きにより、医療計画に基づき病床整備を進めるものであるが、良好な医療提供体制を確保するため、関係者の合意の下で、事前協議の制度を設け、事前調整で適当と判断された医療機関のみが開設又は増床の許可申請等を行う運用とすることとしている。

よって、不足病床が発生したときには事前協議を行うことが原則であり、特段の理由がある場合に限り、事前協議を実施しないと考えることが基本である。